二人目の子どもの支給対象年齢が更に拡大されます

児童手当

児童手当制度が改正され、二人以上の子どもを養育している方に支給していますが、昭和63年4月からは、二人目の子どもの支給対象年齢が更に拡大されます。

昭和63年度の制度のあらましは次のとおりです。

《受給資格》

昭和57年4月2日以降に生まれた児童(義務教育就学前)を含む18歳未満の児童を2人以上養育している方で、収入が一定の額を超えない方。

《支給額》

児童手当の額は、二人目の児童については月額二千五百円、三人目以降の児童については一人につき月額五千円が支給されます。

《請求の方法》

受給資格要件に該当する方は、認定請求の手続きを行ってください。 なお、現在児童手当の支給を受けている方(三人目以降の児童を養育している)で、二人目の児童が受給資格要件に該当する方は、児童手当額改定(増額改定)の手続きを行ってください。

認定請求及び額改定請求は、2月1日から3月31日までに福祉保健課福祉係(公務員の方は勤務先)へ申請してください。

申告相談のお知らせ

- 2月17日(水)
  午前9時30分～午後4時
  横芝町中央公民館
  (東金税務署主催)
- 3月2日(水)
  午前9時30分～午後4時
  松尾町洗心館
  (税理士会東金支部主催)

春季全国火災予防運動

2月29日～3月13日

消えたかな！ 気になるあの火もう一度

春先は空気が乾燥し、強風が吹くことも多く、火災が発生しやすくなります。

このため、2月29日から3月13日まで春季全国火災予防運動が実施されます。前半の7日間は、特に車両火災及び林野火災の防止に重点をおいて行われます。

火災は、ちょっとした不注意で発生します。日ごろから火の元を点検し、一人ひとりが防止の習慣を身につけることが大切です。

火の用心・七つのポイント

一 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
二 子どもは、マッチやライターで遊ばせない
三 風の強いときは、たき火をしない
四 天ぷらなどを揚げるときは、その場を離れない
五 家のまわりに燃えやすいものを置かない
六 ふろの空だきをしない
七 ストーブには、燃えやすいものを近づけない

麻薬・覚せい剤禍をみんなで撲滅しよう!!

覚せい剤は恐ろしい薬物

覚せい剤等薬物の乱用は、本人の生命・身体を害するばかりでなく、家庭を崩壊させ、学校、職場、社会の秩序を乱し、国の活力を低下させる等、その害悪は図り知れないものがあります。

成東警察署では、昨年一年間に覚せい剤取締法違反で17件を検挙し、引き続き強力に取締りを実施しています。

覚せい剤の乱用防止

覚せい剤の乱用者は、ほんのちょっとした好奇心から使い始めています。覚せい剤は、ひとたび乱用を始めるとやめられなくなってしまいます。

わずか一時の好奇心のために、一生を台なしにしてはなりません。乱用を始めてからでは遅いのです。人から誘われても、はっきり断る勇気を持ちましょう。

もし、誘われたりしたら、すぐ警察に連絡してください。

覚せい剤犯罪に対する罰則

覚せい剤を所持したり、使用したりすると10年以下の懲役に処せられます。

覚せい剤には絶対手を出さないようにしましょう。